

暮らしのお知らせ

戸籍の届け出

手続きは市民課・支所の窓口で

戸籍は、日本人の出生から死亡

までの親族関係を登録し、証明するものです。戸籍を見れば、夫

婦・親子・兄弟姉妹などの関係が

分かります。

子どもが生まれたとき、結婚・離婚をするとき、家族が亡くなつ

たときなどは、市民課(市役所1

主な戸籍の届け出(このほかに、養子縁組届・養子離縁届・認知届などがあります)

届け出	届け出期間	届け出人*	届け出場所	必要なもの
出生届	生まれた日から14日以内	父または母	出生地、子の本籍地または届け出人の所在地の市区町村	医師または助産師の出生証明書、母子健康手帳、印鑑(届け出人)
死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内	親族・同居者・家主・地主・家屋管理人・土地管理人・後見人・保佐人・補助人・任意後見人のいずれか	死亡地、死亡者の本籍地または届け出人の所在地の市区町村	医師の死亡診断書または死体検案書、印鑑(届け出人)。届け出人が後見人・保佐人・補助人・任意後見人のときは、それを証する書類も必要
婚姻届	—	夫・妻となる人	夫・妻の本籍地または所在地の市区町村	戸籍謄本1通ずつ、印鑑(夫・妻各1本、一方は旧姓)
離婚届	協議離婚	夫と妻	夫妻の本籍地または所在地の市区町村	戸籍謄本1通、印鑑(夫・妻各1本)
	裁判離婚	申立人	夫妻の本籍地または届け出人の所在地の市区町村	戸籍謄本1通、調停調書の謄本または審判・判決書の謄本と確定証明書、印鑑(届け出人)

*届け書に署名が必要な人

階)または下総・大栄支所で届け出をしてください(遠山・赤坂分室では受け付けできません)。

届け出をするときは、次のことに注意してください。

- 出生届：名前に用いることができる文字は、常用漢字・人名用漢字・ひらがな・カタカナです
- 死亡届：使用する火葬場を決めてから届け出をしてください
- 婚姻届：届け書に証人2人(成人なら誰でも)の署名・押印が必要です。未成年者が婚姻するときは父母の同意書が必要です
- 離婚届：協議離婚のときは、届け書に証人2人(成人なら誰でも)の署名・押印が必要です。

離婚後も婚姻中の氏を名乗るときは、離婚後3カ月以内に「離婚の際に称していた氏を称する届」が必要です

本人確認

婚姻届・離婚届・養子縁組届・養子離縁届・認知届を提出する際は、届け出に來た人の本人確認をします。運転免許証・パスポート・顔写真付きの住民基本台帳カードなどの提示をお願いします。これらの証明書がない場合には、

市内の放射線量測定結果

国の目標値は0.23マイクロシーベルト/時です。

単位：マイクロシーベルト/時

施設名	測定日	測定の高さ1m	測定の高さ0.5m	測定の高さ0.05m
市役所(花崎町)	11月12日	0.09	0.09	0.08
	11月18日	0.08	0.08	0.08
下総支所(猿山)	11月12日	0.10	0.10	0.11
	11月18日	0.10	0.10	0.11
大栄支所(松子)	11月12日	0.07	0.07	0.07
	11月18日	0.07	0.08	0.07
大清水大気測定局(遠山中敷地内)	11月12日	0.08	0.09	0.09
	11月18日	0.08	0.10	0.10
幡谷大気測定局(久住体育館隣)	11月12日	0.08	0.09	0.08
	11月18日	0.09	0.09	0.10

※各施設の測定結果は、市ホームページ(<http://www.city.narita.chiba.jp/sisei/sosiki/ko-ho/110311.html>)に掲載しています。くわしくは環境対策課(☎20-1532)へ。

届け書の受理後、届け出があった旨の通知を本人宛てにします。

休日の届け出

日曜日(12月29日を除く)の午前8時30分～午後5時15分は、市民課で届け書を受理します。それ以外の時間帯は、「休日夜間受付」(市役所地下1階で届け書を受理)が

り、翌開庁日に審査した後、受理します。受理日は休日夜間受付で預かった日となります。

内容に不備があった場合には、再度来てもらう場合があります。※くわしくは市民課(☎20-1525)、下総支所(☎96-1113)、大栄支所(☎73-8066)へ。

市長日誌

11月1日～15日

1日	成田エアポートツーデーマーチ実行委員会
2日	公民館まつり フォーラム・イン・ナリタ
3日	遠山地区敬老会
4日	加良部地区敬老会
6日	都市計画審議会 大学誘致調査特別委員会 緑のカーテンコンテスト表彰式
7日	測量設計協同組合全国情報交流会inちば 環境審議会
8日	防犯まちづくり推進協議会
9日	八生地区敬老会
10日	成田POPラン大会 橋賀台地区敬老会
11日	国道409号道路整備促進期成同盟会通常総会
12日	下水道に関する市町村長との意見交換会
13日	知事と市町村長との意見交換会
14日	秋季グラウンド・ゴルフ大会
15日	横芝・神崎間首都圏中央連絡自動車道建設促進協議会要望活動



公民館まつりであいさつ(2日)

冬の交通安全運動 ルールを守って 事故防止



「許しません 飲酒運転 許す人」をスローガンに、冬の交通安全運動が12月10日(火)～31日(火)に行われます。

今回の重点目標は次の4つです。

- 飲酒運転の根絶
- 子どもと高齢者の交通事故防止
- 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転

車乗車中の交通事故防止

○全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

交通ルールを守り、楽しい年末年始を過ごしましょう。

※くわしくは交通防犯課(☎20・1527)へ。

もめぐと・なやめぐと・苦情相談

今月は10日に実施

12月4日(水)～10日(火)は人権週間です。「みんなで築こう人権の世紀」を考えよう相手の気持ち 育てよう 思いやりの心」をスローガンに、各種行事が行われます。

市では、毎月の「もめぐと・なやめぐと・苦情相談(人権・行政相談)」を人権週間に合わせて実施します。法務大臣から委嘱を受

計画の変更案の縦覧

JR成田駅東口第二種市街地再開発事業

事業計画の変更案を次の通り縦覧できます。

事業に関係のある土地またはその土地に定着する物件について権利を有する人は、意見書を提出できます。

期間 12月5日(木)～18日(水)(土・日曜日を除く)

場所 市街地整備課(市役所5階)

意見書の提出期限 1月8日(水)

※くわしくは同課(☎20・1561)へ。

計画の変更案の縦覧

京成成田駅東口地区・公津東地区

地区計画の変更案を次の通り縦覧できます。

利害関係者と市民は、縦覧期間中に意見書を提出できます。

期間 12月10日(火)～24日(火)(土・日曜日、12月23日(月・祝)を除く)

場所 都市計画課(市役所5階)

※くわしくは同課(☎20・1560)へ。

年末のごみ処理施設

搬入は計画的に

年末はごみ処理施設が混み合います。ごみを直接搬入する場合は早めにお願ひします。

成田富里いずみ清掃工場・リサイクルプラザは12月31日(火)まで通常通り開場します。

粗大ごみの回収は、12月27日(金)までに成田富里いずみ清掃工場

(☎36・1689)へ申し込み込んでください。ただし、申し込みが混み

合った場合には、回収が年明けになることがあります。

年末年始のごみ処理の詳細については、広報なりた12月15日号に掲載します。

※くわしくはクリーン推進課(☎20・1530)へ。

自動車税

滞納処分を強化



県では、自動車税を未納の人に對し、給与・預金・自動車などの差し押さえを強化します。

自動車税を未納の場合は、早めに納付してください。

※くわしくは佐倉原税事務所(☎043・483・1150)へ。

児童手当

受給には申請が必要です

児童手当は、中学校修了前までの児童を養育する父母などに支給されます。

児童手当を受けるには申請が必要です。申請した月の翌月分からが手当の支給対象になります。

公務員は勤務先から支給されますので、手続きなどは勤務先に確認してください。

申請窓口は子育て支援課(市役所2階)、下総・大栄支所

支給月 6月・10月・2月

支給月額(1人当たり)

○3歳未満…1万5,000円

○3歳～小学生…第1・2子は1万円、第3子以降は1万5,000円

○中学生…1万円

○受給者の前年の所得(総所得額から医療費控除などの金額を引いた額)が所得制限限度額(左表)を

所得制限限度額

扶養親族などの数	限度額
0人	622万円
1人	660万円
2人	698万円
3人	736万円

超えた場合は、特例給付として一律5,000円になります。

※くわしくは子育て支援課(☎20・1538)へ。

トイレのくみ取り

年末は早めに依頼を

12月はトイレのくみ取り依頼が集中するため、希望日に作業ができない場合があります。

年内にくみ取りを希望する人は、12月19日(木)までに申し込んでください。

※くわしくは環境衛生課(☎20・1531)へ。

下水道

日ごろから正しい使用を

下水道は、人々の生活環境を向上させるための公共の財産です。

台所やトイレ、風呂などの排水管に、雨水、野菜くず、残飯、天ぷら油、リンを含む合成洗剤、アルコール、ガソリン、水に溶けない紙などを流してはいけません。

各家庭の汚水配管の維持管理を



するのは、利用者の皆さんです。詰まって修理を依頼すると、多額の費用が掛かる場合があります。日ごろから正しい使用をお願いします。

※くわしくは下水道課(☎20・1553)へ。

インターネット市政モニター

登録してあなたの意見を

市では、パソコンやスマートフォンから、インターネットを利用してアンケート調査に回答してもらう「成田市インターネット市政モニター制度」を開始し、モニターを募集しています。

この制度は、市が抱える課題などについて市民の皆さんの考えや意見を伺う、事前登録制のアンケートシステムです。

アンケートで得られた意見を活用し、住民サービスを充実させるための取り組みを進めていきますので、ぜひ登録してください。

対象は16歳以上の市内在住・在勤・在学の人

政モニターのホームページは <https://nani-moni.city.narita.chiba.jp/wim608/pc/index.do> の「新規モニター登録」から登録

※くわしくは企画政策課(☎20・1500)へ。

市内の農産物などの放射性物質検査の結果

10月・11月に検査した野菜・林産物・果樹は、放射性物質が基準値以下でした。

県の精密検査の結果

単位：ベクレル/kg*

品目	採取日	放射性セシウム134	放射性セシウム137	放射性セシウム134と137の合計*
ソバ	10月29日	検出せず*(6.9未満)	検出せず(9.1未満)	検出せず
ユズ	10月29日	検出せず(6.7未満)	検出せず(7.9未満)	検出せず
ヤマトイモ	10月29日	検出せず(5.0未満)	検出せず(4.6未満)	検出せず
シイタケ(原木・施設)	10月30日	検出せず(0.686未満)	3.34	3.3
シイタケ(原木・施設)	10月30日	検出せず(0.962未満)	3.43	3.4
シイタケ(原木・施設)	10月30日	検出せず(1.03未満)	3.56	3.6

市の簡易検査**の結果

単位：ベクレル/kg

品目	採取日	放射性セシウム134	放射性セシウム137	放射性セシウム134と137の合計
ワサビナ	10月25日	検出せず(8.61未満)	検出せず(7.58未満)	検出せず
コマツナ	10月25日	検出せず(9.54未満)	検出せず(8.65未満)	検出せず
エダマメ	11月5日	検出せず(8.54未満)	検出せず(7.53未満)	検出せず
ニンジン	11月6日	検出せず(9.34未満)	検出せず(8.32未満)	検出せず

*1 ベクレルとは、放射能の強さを表す単位で、単位時間(1秒間)内に原子核が崩壊する数を表す

*2 放射性セシウムの合計は、セシウム134とセシウム137を合算して有効数字2桁に四捨五入したもの

*3 「検出せず」とは、検出限界値未満であることを示す。検体の測定時における検出限界値はかつこ内の数字

*4 市の簡易検査はNaI(Tl)シンチレーションスペクトロメータによる測定

基準値 ○一般食品…放射性セシウム 100ベクレル/kg

※くわしくは農政課(☎20-1541)へ。